○　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）　（第　条関係）

改　正　案	現　行
別紙様式第十二号（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係） （日本工業規格Ａ４） 第　期事業報告書〔　年　月　日から 年　月　日まで〕 （略） １　（略） ２　経理の状況 （記載要領） １～６　（略） ７　第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う金融商品取引業者は、次の各号に定める事項を記載した書面を添付すること。 ⑴～⑷　（略） ⑸　有価証券に関する注記 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７（第４項を除く。）の規定に準じて記載する。 ⑹・⑺　（略） （様式Ａ）～（様式Ｄ）　（略） （注意事項）　（略）	**別紙様式第十二号**（第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係） （日本工業規格Ａ４） 第　期事業報告書〔　年　月　日から 年　月　日まで〕 （略） １　（略） ２　経理の状況 （記載要領） １～６　（略） ７　第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う金融商品取引業者は、次の各号に定める事項を記載した書面を添付すること。 ⑴～⑷　（略） ⑸　有価証券に関する注記 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７（第６項を除く。）の規定に準じて記載する。 ⑹・⑺　（略） （様式Ａ）～（様式Ｄ）　（略） （注意事項）　（略）